

馬淵川上流国有林の地域別の森林計画書

(一斉変更)

(馬淵川上流森林計画区)

計画期間 自 平成21年4月1日
 至 平成31年3月31日

東北森林管理局

馬淵川上流国有林の地域別の森林計画の変更理由

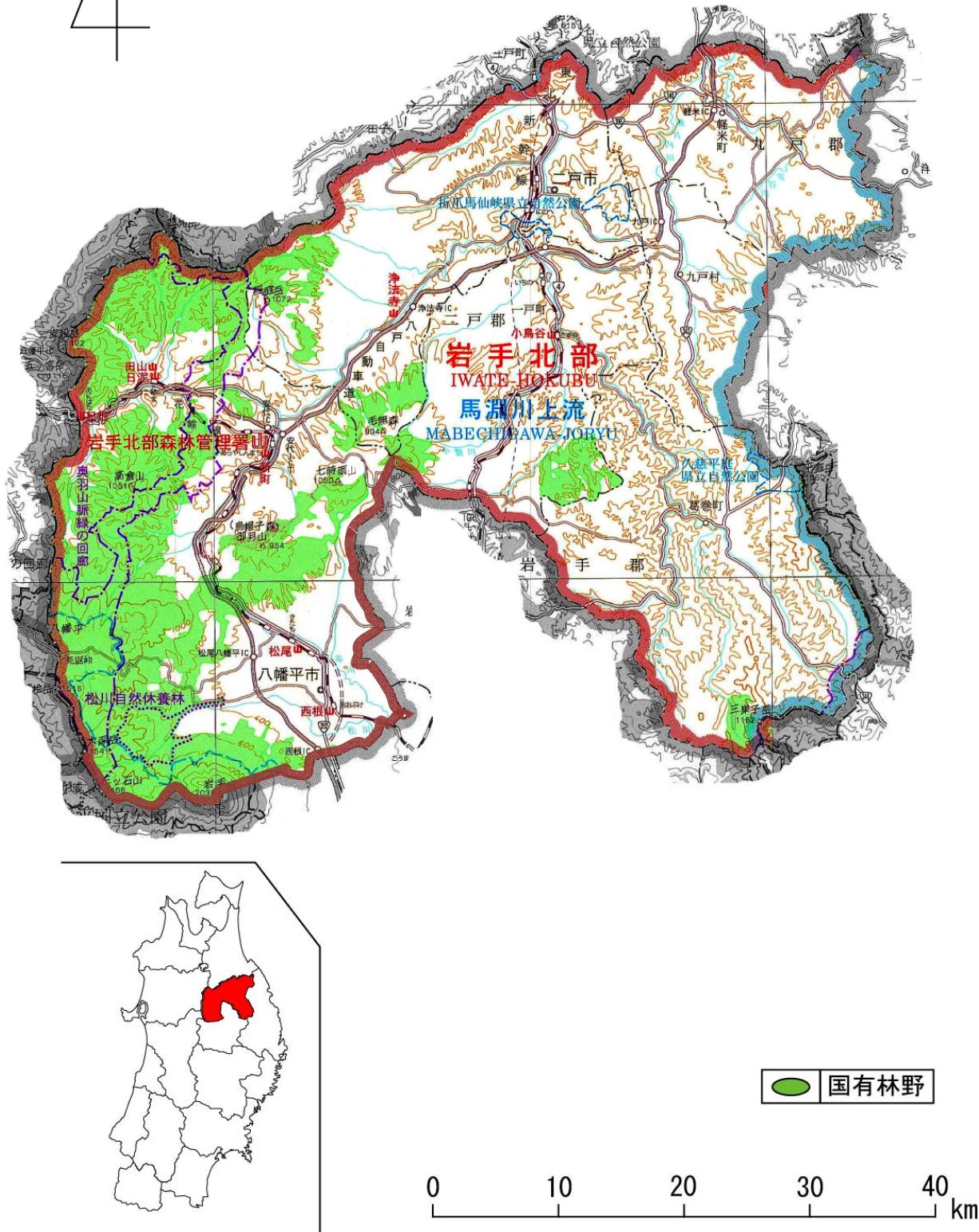
森林法（昭和26年法律第249号）の一部改正（平成23年4月22日公布）に伴い、同法附則第4条第1項に規定する現行の馬淵川上流国有林の地域別の森林計画（平成20年度樹立）を変更する。

（参考）森林法附則第4条第1項

森林管理局長は、平成23年12月31日までに、新法第7条の2の規定の例により、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の際現に旧法第7条の2の規定によりたてられている森林計画（平成19年4月1日をその計画期間の始期とするものを除く。）を変更しなければならない。この場合において、当該森林計画の変更は、平成24年4月1日にその効力を生ずるものとする。



馬淵川上流森林計画区の位置図



目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況 -----	1
(1) 位置 -----	1
(2) 自然的背景 -----	1
(3) 社会経済的背景 -----	2
2 計画樹立に当たっての基本的考え方 -----	3

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域 -----	4
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 -----	5
森林の整備及び保全の目標 その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 -----	5
(1) 森林の整備及び保全の目標 -----	5
(2) 森林の整備及び保全の基本方針 -----	6
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 -----	9
第3 森林の整備に関する事項 -----	10
1 森林の立木竹の伐採に関する事項 -----	10
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 -----	10
(2) 立木の標準伐期齢 -----	11
(3) その他必要な事項 -----	11
2 造林に関する事項 -----	11
(1) 人工造林に関する基本的事項 -----	11
(2) 天然更新に関する基本的事項 -----	12
(3) その他必要な事項 -----	12
3 間伐及び保育に関する基本事項 -----	13
(1) 間伐の標準的な方法 -----	13
(2) 保育の標準的な方法 -----	13
(3) その他必要な事項 -----	14
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 -----	14
(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 -----	14

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	-----	15
(1) 林道（林業専用道を含む。以下同じ。）の 開設及び改良に関する基本的な考え方	-----	15
(2) 効率的な森林施業を推進するための 路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方	-----	16
(3) 更新を確保するための林産物の搬出方法を 特定する森林の所在及びその方法	-----	16
(4) その他必要な事項	-----	16
6 森林施業の合理化に関する事項	-----	17
(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	-----	17
(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	-----	17
(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	-----	17
第4 森林の保全に関する事項	-----	18
1 森林の土地の保全に関する事項	-----	18
(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	-----	18
(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の 保全に特に留意すべき森林の地区	-----	18
(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を 特定する必要のある森林及びその搬出方法	-----	18
2 保安施設に関する事項	-----	19
(1) 保安林の整備に関する事項	-----	19
(2) 保安施設地区に関する事項	-----	19
(3) 治山事業に関する事項	-----	19
(4) その他必要な事項	-----	19
3 森林の保護等に関する事項	-----	19
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	-----	19
(2) 鳥獣による森林被害対策の方針	-----	19
(3) 林野火災の予防の方針	-----	19
(4) その他必要な事項	-----	20
第5 計画量等	-----	21
1 伐採立木材積	-----	21
2 間伐面積	-----	21
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	-----	21
4 林道の開設又は拡張に関する計画	-----	22

5 保安林整備及び治山事業に関する計画	-----	26
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	-----	26
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	--	26
(3) 実施すべき治山事業の数量	-----	27
第6 その他必要な事項	-----	28
保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	---	28
別表 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法	-----	35
(附) 参考資料		
1 森林計画区の概況	-----	37
(1) 市町村別土地面積及び森林面積		
(2) 地況（気候）		
(3) 土地利用の現況		
(4) 産業別生産額		
(5) 産業別就業者数		
2 森林の現況	-----	40
(1) 齢級別森林資源表		
(2) 制限林普通林別森林資源表		
(3) 市町村別森林資源表		
(4) 制限林の種類別面積		
(5) 樹種別材積表		
(6) 荒廃地の面積		
(7) 森林の被害		
3 林業の動向	-----	49
(1) 森林組合及び生産森林組合の現況		
(2) 林業事業体等の現況		
(3) 林業労働力の概況		
(4) 林業機械化の概況		
4 前期計画の実行状況	-----	52
(1) 伐採立木材積		
(2) 人工造林・天然更新別面積		
(3) 林道の開設又は拡張の数量		
(4) 保安施設の数量		

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）	-----	53
(1) 森林より森林以外への異動		
(2) 森林以外より森林への異動		
6 森林資源の推移	-----	53
(1) 分期別伐採立木材積等		
(2) 分期別期首資源表		
7 その他	-----	55
(1) 国有林の地域別の森林計画の沿革		
(2) 担当者の役職及び氏名並びに樹立に従事した期間		

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置

本森林計画区は、岩手県の北西部に位置し、北側は青森県の三八上北森林計画区、西側は秋田県の米代川森林計画区、東側は久慈・閉伊川森林計画区、南側は北上川上流森林計画区に接し、八幡平市をはじめとする2市3町1村を包括する区域である。

(2) 自然的背景

ア 地勢

本森林計画区の西部を奥羽山脈が、東部を北上山地が南北に走っている。

奥羽山脈は、第三期のしゅう曲山脈で、八幡平から七時雨山(1,060 m)、西岳(1,018m)をはじめとする七時雨火山群があり、この火山群の北には、馬淵川の支流である安比川の谷が開け、南には岩手山(2,038m)があり、その間に平館盆地が開けている。

岩手、青森、秋田の県境付近からは、四角岳(1,003m)、稻庭岳(1,078 m)、安比岳(1,493 m)などの山地群が南下して八幡平と連結している。これらの間に狭い谷があり、米代川はここを源流として秋田県に流れる。

安比川の中下流周辺から青森県境にかけては、二戸高原が展開する。

北上山地は、平庭岳(1,060 m)、遠別岳(1,241 m)など1,000 m以上の山々が平坦な山頂を連ね隆起準平原の地形を呈している。

主な河川は、馬淵川、瀬月内川があり、馬淵川は北上山地の国境峠から渓谷をなして北に流れている。

奥羽山脈は、北部の二戸高原など一部を除いて、地形は急峻であるが、北上山地は、一般に地形は緩やかである。

イ 地質及び土壤

本森林計画区の地質は、奥羽山脈は新第三紀の安山岩、石英安山岩質の火山岩を主体に分布し、北上山地は新生代の安山岩質岩石が広く分布し、山地や丘陵地を形成している。

土壤型は、米代川上流域には褐色森林土が、標高の高い地帯にはボドゾル土壤が分布し、北上山地の丘陵地帯、七時雨山周辺及び安比川流域には黒色土が分布している。

ウ 気候

本森林計画区の年平均気温は9°C前後、年降水量は1,200mm以下であるが、東部の北上山地と中央部ではやや少ない。積雪量は奥羽山脈で多くなっている。

エ 林況

(ア) 人工林

人工林は、21千haで立木地面積48千haの44%を占めている。

また、人工林蓄積は3,910千m³で、総蓄積7,722千m³の51%を占めており、樹種別ではスギが36%、カラマツが39%、アカマツが18%となっている。

齢級配置は、7齢級～10齢級が人工林全体の62%占めている。

(イ) 天然林

天然林は、26千haで立木地面積48千haの55%を占め、ブナ類を主とする広葉樹林が大半を占めている。

(3) 社会経済的背景

ア 土地利用の現況

本森林計画区の総面積は240千haで、岩手県の総面積の16%を占めている。

土地の利用状況は、森林が186千haで本森林計画区の78%を占め、農地が12%(うち水田4%)、その他が10%となっている。

イ 地域産業の概要

本森林計画区の産業別の就労人口と純生産額についてみると、平成17年における就業人口は53,619人で産業別の割合は、第1次産業25%、第2次産業28%、第3次産業47%となっている。

また、平成17年度の純生産額は、2,078億円で県全体の6.3%を占めており、産業別の割合は、第1次産業8%、第2次産業21%、第3次産業71%となっている。

そのほか、十和田八幡平国立公園をはじめとする森林景観の勝れた地域や森林レクリエーションの適地も多く、国有林が広く活用されている地域である。

ウ 森林計画区における国有林の位置付け

本森林計画区の国有林面積は51千haで、計画区内の土地面積240千haの21%、森林面積186千haの28%を占めている。

また、本森林計画区は、貴重な野生動植物が多く生息しており生物多様性確保の観点から、八幡平植物群落保護林や各種保護林を4箇所設定しているほか、「奥羽山脈緑の回廊」を設定している。

2 計画樹立に当たっての基本的考え方

森林は、木材等の林産物の供給、水源のかん養、山地災害の防止等の機能の発揮を通じて、国民生活と深く結びついてきたところであるが、近年、これらに加えて、保健・文化・教育的な利用の場の提供、良好な生活環境の保全等の機能の発揮、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等への寄与等森林の持つ多面的機能への期待が高まっており、国民の要請は高度化・多様化してきている。

一方、森林資源の状況を見ると、天然林については、資源内容が必ずしも十分なものとなってはいない。また、人工林の多くが未だ間伐等の施業が必要な育成段階にあるが、高齢級の森林が増加しつつある。量的には充実しつつあり、適切な間伐等の推進による整備・保全と国産材の利用拡大を通じた林業の再生を図っていく重要な時期を迎えている。

このような状況の下で、公益的機能の発揮を図りつつ木材資源の効率的な循環・利用に対応するため、従来から進めてきた若齢の人工林の間伐に加え、高齢級の人工林についても、コストを抑えた間伐を適切に行いながら、立地条件や国民のニーズに応じて長伐期化や育成複層林への誘導を計画的に実施するとともに、天然生林の的確な保全・管理など森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を図る必要がある。また、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策などにより森林の保全の確保を図ることを基軸としつつ、森林の有する多面的機能のうち、重視すべき機能に応じた森林資源の整備及び保全の推進を図ることが必要である。なお、このとき、すべての森林には多種多様な動植物や土壌生物が生息・生育しており、それら生態系の保全に配慮した施業を通じて多様な林齢の森林を造成すること等が生物多様性の保全につながることに留意する必要がある。また、森林は二酸化炭素の吸收源・貯蔵庫として重要な役割を果たしており、間伐等の森林整備の着実な実施や、保安林等の適切な管理・保全等について、関係機関等の連携のもと、「美しい森林づくり推進国民運動」の展開等を通じて、一層の推進を図る必要がある。

さらに、森林浴の場、森林の癒しの効果を活用した健康づくりの場、森林環境教育の場、野生鳥獣との共存の場、ボランティアなどが森林づくりに参加する場等として森林空間を様々に利用する森林の総合利用に対応するとともに、景観の保全等の国民のニーズを踏まえた多様な森林資源の整備を推進する必要がある。

こうした森林整備の展開に当たっては、路網と高性能林業機械の組合せによる低コスト作業システムの普及及び定着等に取り組む必要がある。

この計画においては、上記のような基本的な考え方方に沿って、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道等の開設、森林の保全、治山施設等に関する事項を明らかにするものである。

なお、計画策定等に当たっては、当流域における多様な森林資源の整備及び保全に資するため、民有林・国有林間での緊密な連携調整を図りつつ策定するものである。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

計画の対象とする森林の区域は、次に掲げる市町村に所在する国有林野及び官行造林地の区域である。

市町村別面積

単位 面積：ha

市町村	面積	備考
総 数	51,165.28	
二戸市	4,241.93	
八幡平市	43,780.54	
葛巻町	747.84	
一戸町	2,394.97	

注 森林計画図の縦覧場所は、東北森林管理局、東北森林管理局青森事務所、岩手北部森林管理署とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適切な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、森林の有する水源涵養^{かん}、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化及び生物多様性保全の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進することとする。

そのため、本森林計画区の自然的、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、森林の構成、本森林計画区における国有林の位置付け等を踏まえ、以下に掲げる森林の整備及び保全の目標及び基本方針において、森林の有する多面的機能を発揮する上での望ましい姿、機能発揮に向けた誘導の考え方、目標とする森林の状態を明らかにする。

(1) 森林の整備及び保全の目標

当計画区内の森林の自然的・社会的・経済的諸条件からみて、森林の有する水源涵養^{かん}、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化及び生物多様性保全の各機能について、特にその機能を高度に発揮させる必要のある森林の機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりである。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設 等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能/土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに、樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって必要に応じて保健・教育活動に適した

施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生息する溪畔林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

ア 期待する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

(水源涵養機能)

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等においては、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

(山地災害防止機能／土壤保全機能)

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

(快適環境形成機能)

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

(保健・レクリエーション機能)

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

(文化機能)

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

(生物多様性保全機能)

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

(木材等生産機能)

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

イ 森林の誘導の考え方

① 育成単層林・育成複層林・天然生林の区分

期待する機能の発揮に向けた森林の誘導については、育成のための人為^{※1}の程度、単層・複層という森林の階層構造に着目し、以下の育成単層林・育成複層林・天然生林ごとに示すこととする。

a 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、单一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持する森林。

b 育成複層林

森林を構成する林木を択伐^{※2}等により伐採し、複数の樹冠層^{※3}を構成する森林として人為により成立させ維持する森林。

c 天然生林

主として天然力^{※4}を活用することにより成立させ維持する森林^{※5}。

※1 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし・刈払い等）、芽かき、下刈り、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

※2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。

※3 「複数の樹冠層」とは、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

※4 「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

※5 「天然生林」には、未立木地、竹林等を含む。

② 森林の区分に応じた誘導の考え方

森林資源の充実と公益的機能の発揮を図りながら循環的に森林を利用していきため、以下の誘導の考え方に基づき森林の整備及び保全を進め、望ましい森林の姿を目指すこととする。

その際、全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることが望ましい。

a 育成単層林

現況が育成単層林となっている森林のうち、成長量が比較的高く傾斜が緩やかな場所に位置するものについては、木材等生産機能の発揮を期待する育成単層林として確実に維持

し、資源の充実を図る。この場合、長伐期や短伐期など多様な伐期により確実な更新を図ることとし、水源涵養機能又は山地災害防止機能／土壤保全機能の発揮を同時に期待する森林では、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の縮小・分散や伐期の長期化を図る。

また、急傾斜の森林又は成長量の低い森林については、育成複層林に誘導する。この場合、公益的機能の発揮のため継続的な育成管理を実施することとし、立地条件に応じて広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。

なお、上記の考え方によらず、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮を期待する森林では、景観の創出等の観点から、間伐等の繰返しにより長期にわたって育成単層林を維持するか、又は立地条件に応じ広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。また、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、天然力を活用した更新を促し、針広混交の育成複層林又は天然生林に誘導する。

b 育成複層林

現況が育成複層林となっている森林については、公益的機能の発揮のため引き続き育成複層林として維持することを基本とする。ただし、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、必要に応じて、天然力の活用により、天然生林への誘導を図る。

c 天然生林

現況が天然生林となっている森林のうち、下層植生等の状況から公益的機能発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林や、針葉樹単層林に介在するなど継続的な資源利用が見込まれる森林については、更新補助作業等により育成複層林に誘導する。

その他の森林は、天然生林として維持する。特に、原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林等については、自然の推移に委ねることを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等について、次のとおり定める。

単位 面積 : ha

区分		現況	計画期末
面積	育成単層林	21,474	21,252
	育成複層林	1,063	1,168
	天然生林	25,230	25,190
森林蓄積 m ³ /ha		162	184

第3 森林の整備に関する事項

森林施業を実施するに当たっては、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象と同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林施業を実施するに当たっては、第2で定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

(ア) 育成単層林施業を行う森林

育成単層林施業にあっては、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

- a 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮することとする。また、林地保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。
- b 主伐の時期については、高齢級の人工林が増加すること等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮しつつ、多様化及び長期化を図ることとする。

(イ) 育成複層林施業を行う森林

育成複層林施業にあっては、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

なお、主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。また、立地条件、下層木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。

- a 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率及び繰り返し期間によること。
- b 減伐又は皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮すること。
- c 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保

存等に配慮すること。

(ウ) 天然生林施業を行う森林

天然生林施業にあっては、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより的確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

a 主伐については、(イ)の主伐に当たっての留意事項によること。

b 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うこと。

(エ) その他

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象と同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

(2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、次のとおり定める。

地 区	樹 種				
	ス ギ	アカマツ、クロマツ	カラマツ	その他針葉樹	その他広葉樹
全 域	4 5	4 0	3 5	4 5	2 5

(3) その他必要な事項

該当なし

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する基本的事項

ア 人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、適地適木を原則とし、土壤、地形等の自然条件を的確に把握した上で、既往の造林実績、林産物の需要動向等を勘案して、スギ、アカマツ、カラマツ等のうち最も適合した樹種を選定することとする。

イ 人工造林の標準的な方法

a 地 捆

林地の保護及び地力の維持を図りつつ確実な更新を行うため、末木枝条の存置状況、植生、地形等に応じた効率的な作業方法を採用することとする。

アカマツ、その他有用天然稚幼樹が群状に生育している場合は、これを育成していくこととする。

b 植 付

健全な苗木を用い、適期、適作業により活着率の向上と植栽当年からの旺盛な成長を

期待する。

植付時期は、春植えを原則とする。

植栽本数は、下表を目安とし、立地条件及び有用天然木の稚幼樹の成立状況等に応じて調整する。なお、複層林施業については、下表の植栽本数に複層伐の伐採率を乗じて得られる本数を目安とする。ただし、保安林で植栽指定のある場合は、その指定本数以上とする。

単位：本／ha

樹種	植栽本数
スギ	2,500～3,000
カラマツ	2,000～2,500

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

公益的機能の維持、早期回復を図るため、人工造林によるものについては、原則として2年以内とする。

(2) 天然更新に関する基本的事項

ア 天然更新の対象樹種

天然更新補助作業の対象樹種は、アカマツ、ブナ等の有用天然木とする。

イ 天然更新の標準的な方法

更新を確保し、成林させるため、地表処理、刈出し、植込み等の更新補助作業を実施することが必要かつ適当な森林については、それぞれの森林の状況に応じた方法により、施業を行うこととする。

また、期間を定めて更新状況を確認し、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により更新を図ることとする。

a 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてかき起こし、枝条整理等の作業を行う。

b 刈出し

ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。

c 植込み

天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。

(3) その他必要な事項

該当なし

3 間伐及び保育に関する基本事項

(1) 間伐の標準的な方法

(ア) 間伐の時期

間伐は、林冠が閉鎖して林木相互間の競争による優劣が生じた時期から行うものとするが、その目安は上層木樹高がおおむね9m、かつ、収量比数がスギ0.60以上、アカマツ0.70以上、カラマツ0.65以上とする。

(イ) 間伐の繰り返し期間

林冠が再び閉鎖する期間と間伐効果が成長に及ぼす期間を考慮して決定するが、おおむね10年を目安とする。

(ウ) 最終間伐の時期

主伐時期のおおむね10年前を目安とする。

(エ) 間伐率

目標材積間伐率は、35%を超えないものとする。ただし、法令等により間伐率の限度が定められている林分については、その範囲内とする。

(2) 保育の標準的な方法

林木の保育は、樹種の特性、林分の状況、実行時期等を十分考慮し、常に実態を把握し、健全な林分の育成を図ることを目的に以下のとおりとする。

(ア) 作業時期、回数

樹種	作業種	保育作業計画 (年)														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
スギ	下刈	△	○	○	○	○	△									
	つる切、除伐							←	○	→	←	○	→			
アカマツ	下人工林	○	○	○	○	△										
	刈天然林	◎	◎	○	○	○										
	つる切、除伐					←	○	→		←	○	→				
カラマツ	下刈	○	○	○	△											
	つる切、除伐				←	○	→		←	○	→					

注 ◎は2回刈、△は必要に応じて実施する。その他明示されていない保育については、現地の実態に即し、必要に応じて行う。

(イ) 施業方法の基準

a 下刈

植栽木、有用天然木の生育状況及び植生の状況等現地の実態により適切な作業方法を採用し、効率的な作業を行う。

下刈の終期は、植栽木の高さが雑草木より抜き出て、植栽木の生育に支障がなくなった時期とする。

b つる切

つる類の繁茂状況により必要に応じ実施することとし、かん木類の発生状況を勘案して極力除伐作業と同時に実施すること。

c 除 伐

下刈の終了後、林分が閉鎖するまでの段階で、有用天然木の育成に配慮しつつ、目的樹種の生育を阻害している侵入木及び形質不良な造林木の除去を目的として実施する。

なお、豪雪地帯における急激な疎開は、雪害の危険があるので、植栽木と侵入木の相互の配置状況を考慮し漸進的に行う。

(3) その他必要な事項

該当なし

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び施業方法については、別表のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせる。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地等についてはこの限りとしない。

② 土地に関する災害の防止及び、土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

(ア) 森林の有する土地に関する災害の防止及び、土壤の保全の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林

山地災害防止機能・土壤保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。

ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地等についてはこの限りとしない。

(イ) 快適な環境の形成機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林の区域

快適な環境の形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせる。

(ウ) 保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林の区域

保健／文化機能／生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点

から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等については、この限りとしない。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、伐期の間隔の拡大とともに伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林施業にあっては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、立地条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、複層林施業（択伐によるものを除く）を推進することを旨とする。

② 土地に関する災害の防止及び、土壤の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、複層林施業（択伐によるものを除く）など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法とする。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

（1）林道（林業専用道を含む。以下同じ。）の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設については、森林の整備及び保全の目標の実現を図るために、森林施業の効率的な実施に必要な林道について計画的な整備を促進する。

○基幹路網

単位 延長：km

区分	路線数	延長
基幹路線	69	239
うち林業専用道	—	—

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方
 高性能林業機械を含む機械作業システムの導入を促進するとともに、効率的な森林施業に資するため、林道、林業専用道及び森林作業道が有機的に連結するよう下表に示す路網密度により路網を整備するとともに、近年の路網作設技術の向上も踏まえて、低コストで壊れにくい作業路の整備を推進することとする。

区分	作業システム	路網密度	基幹路網
緩傾斜地(0° ~35°)	車両系作業システム	100m/ha以上	35m/ha以上
中傾斜地(15° ~30°)	車両系作業システム	75m/ha以上	25m/ha以上
	架線系作業システム	25m/ha以上	25m/ha以上
急傾斜地(30° ~35°)	車両系作業システム	60m/ha以上	15m/ha以上
	架線系作業システム	15m/ha以上	15m/ha以上
急 峻 地(35° ~)	架線系作業システム	5m/ha以上	5m/ha以上

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダー等を活用する。

2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。
 フォワーダー等を活用する。

(3) 更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその方法
 該当なし

(4) その他必要な事項
 該当なし

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

森林の流域管理システムの確立及び国有林野事業における事業の民間実行の徹底を推進する上において、合理的かつ効率的な事業規模、機械装備等を有する経営体質の強い林業事業体の育成・強化が重要となっている。

このため、林業事業体の体質強化、高性能林業機械の開発導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、国有林野事業としても次の方策により林業事業体の育成、強化を図るとともに、これらを通じて、優れた林業労働者の確保に資することとする。

ア 事業の計画的、安定的な発注等により経営の安定化を図る。

イ 事業主への労働安全衛生対策に関する指導、就労条件の改善への配慮等を行うとともに、森林施業の多様化等に対応した実行体制を確保し得るよう施工管理体制の確立に関する指導や技術指導等を行う。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業機械化の促進については、森林施業の効率化や労働災害の減少等に資する高性能林業機械の導入が重要であり、これまで国有林・民有林が連携してその普及に努めた結果、着実に広まっているものの、高性能林業機械の作業性能を最大限に引き出した作業システムへの移行が進展せず、労働生産性の向上、生産コストの縮減に繋がっていない状況が見られる。

このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの普及・指導、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業事業体の高性能林業機械の導入の推進に寄与することとする。

(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

木材の計画的、安定的な販売に努めるとともに、木材の安定的取引関係の確立等による流通・加工コストの低減や供給ロットの拡大を通じ、需要者のニーズに即した製品を供給し得る体制に民有林と連携しながら取り組むものとする。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質変更に当たっては、林地の保全に十分留意することとし、地形、地質等の条件等に応じて実施地区を選定するとともに、土砂の切取り、盛土を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設又は排水施設等を設けることとし、その他の土地の形質変更を行う場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な保全措置を講ずるものとする。

(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考	単位 面積 : ha
市 町 村	区 域 (林班)				
総 数		37,778.91			
二 戸 市	188, 303～304, 401～406, 408～410, 413	881.99	1 保安林等については、指定の目的の達成に必要な施業を行う。 2 立木の伐採に当たっては、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう留意する。土地の形質変更は極力行わない。やむを得ず行う場合は、必要最小限の規模とし、土砂の流出の防止等の施設を設けるなど林地の保全に十分留意するものとする。		
八幡平市	1～13, 20～27, 30, 34～37, 39～47, 49, 52～60, 64～65, 67～68, 70～71, 78～79, 82～117, 119～123, 244～247, 425, 444～445, 447, 451～452, 454～469, 471～485, 1408, 1413, 1416～1419, 1426, 1428～1454, 1475, 1479～1480, 1482～1487, 1491～1503, 1527, 1533, 1538, 1542～1543, 1547～1566	33,762.76			
葛巻町	1113～1115	747.4			
一戸町	1666～1676, 1703～1708, 1755～1765, 1769～1772, 1774～1779	2,386.76			

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法 該当なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する事項

本森林計画区における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、特に公益的機能の發揮が要請される森林については保安林として適切に管理・保全していくこととする。

また、第3の4で定める公益的機能別施業森林の区域については、その機能を十分に發揮できるよう、必要に応じて保安林の指定施業要件の見直しを行うこととする。

(2) 保安施設地区に関する事項

該当なし

(3) 治山事業に関する事項

豪雨、地震、火山噴火、地滑り、流木等による山地災害を防止し、被害を最小限にとどめ、地域の安全性の向上に資するため、地域の実情を踏まえつつ迅速かつ機動的な治山施設の設置等を行い、災害に強い森林の保全・再生を推進する。

また、ダム上流の重要な水源地や集落の水源となっている保安林等については、浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林の維持・造成を推進する。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視等を適正に行うこととする。

3 森林の保護に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

森林病害虫等への被害対策については、保護樹帯の設置、適切な保育の実行等により病害虫等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて適時適切に行うこととする。

特に、松くい虫被害については、重点的に巡視を行い早期発見に努めるとともに、適切な防除対策の推進を図ることとする。

また、ナラ枯れ被害については、先進地域において重点的に巡視を行い早期発見に努めるとともに、適切な防除対策の推進を図ることとする。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

シカ等による食害や剥皮被害に対しては、公益的機能への影響を踏まえ、地方公共団体等との連携を図りつつ、地域の実情に応じた被害対策に積極的に取り組むこととする。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止し、林野巡視、山火事警防等を適時適切に実施することとする。

(4) その他必要な事項

森林の面積、森林の管理状況等を勘案して林内歩道の整備を図るとともに、森林の保護思想の普及のための標識設置等を行うこととする。

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位 材積 : 1,000m³

区分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	1,321	1,311	10	275	265	10	1,046	1,046	0
前半5カ年の計画量	681	676	5	145	140	5	536	536	0

2 間伐面積

単位 面積 : ha

区分	間伐面積
総 数	10,673
前半5カ年の計画量	5,469

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積 : ha

区分	人工造林	天然更新
総 数	964	114
前半5カ年の計画量	438	36

4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位 延長 : m、面積 : ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用 区域 面積	前半5カ 年計画の 箇所	対図 番号	備考 (林班)
開設	総数			73路線	117,800		69,380		
	林道			2路線	3,900		3,900		
	林業専用道			71路線	113,900		65,480		
自動 車道	林業専用道	二戸市	赤沢	1,000	209	1,000	①	402	
			桧ノ木	2,000	149	2,000	②	169	
			シバトノ沢	1,000	136	1,000	③	225	
			中ノ又	800	81	800	④	276	
			大出ノ沢	2,000	170	2,000	⑤	303	
			中ノ又	1,000	106	1,000	⑥	413	
			駒ヶ嶺	3,500	106	3,500	⑦	413外	
			下藤	1,400	192				
			長前沢	2,000	227				
			ヒバリ沢	600	100				
			漆畠沢	200	29				
			上名無シ沢	2,000	148				
			高滝沢	2,000	128				
			山内	1,000	71				
			岩名沢	1,800	216				
			樺田沢	2,000	95				
			冷水沢	1,600	209				
			小呑沢	2,200	60				
			18路線	28,100		11,300			

単位 延長 : m、面積 : ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用 区域 面積	前半5カ 年計画の 箇所	対図 番号	備考 (林班)
開設	自動車道	林業専用道	八幡平市	アセ沼	1,100	97			
				白田沢	1,000	139	1,000	⑧	55
				御月	2,000	134	2,000	⑨	447
				杉沢	6,000	428	6,000	⑩	94外
				小又沢	2,000	452	2,000	⑪	25
				黒倉沢	600	201	600	⑫	87
				桧原沢	800	278	800	⑬	86
				横沢	2,000	235	2,000	⑭	476
				苗代沢	1,600	202	1,600	⑮	64
				上滝沢	1,800	430	1,800	⑯	475
				屋敷ノ沢	1,400	212	1,400	⑰	457
				上トセ沢	1,000	202	1,000	⑱	84
				大平戸沢	1,000	209	1,000	⑲	41
				ホウノキ沢	1,000	156	1,000	⑳	60
				加賀沢	1,200	138	1,200	㉑	59
				秋田越え支線	3,000	484	3,000	㉒	4
				大長崎	1,000	157	1,000	㉓	40
				小長崎	1,000	209	1,000	㉔	41
				イタヤ沢	2,000	252	2,000	㉕	18
				晴沢	2,000	192	2,000	㉖	14
				谷地沢	1,400	199	1,400	㉗	456外
				黒倉	600	189	600	㉘	89外
				四角	800	240	800	㉙	93
				滝ノ沢	800	278	800	㉚	86
				小杉沢	800	141	800	㉛	65
				小多利沢	2,200	73	2,200	㉜	107
				田沢滝ノ沢	1,200	140	1,200	㉝	56
				七時雨	1,000	161	1,000	㉞	445

単位 延長 : m、面積 : ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用 区域 面積	前半5カ 年計画の 箇所	対図 番号	備考 (林班)	
開設	自動 車道	林業専用道	八幡平市	片腹沢	4,200	420	4,200	35	53	
				中台	600	162	580	36	1519	
				田代平	1,000	144	1,000	37	1419	
				竹沢	1,300	95	1,300	38	1438	
				暮坪支線	1,300	88	1,300	39	1431	
				北ノ又1号	2,400	163	2,400	40	1449	
				武士ノ沢	1,600	57	1,600	41	1447	
				関沢	2,000	79				
				長不動沢	1,200	237				
				尻沢	4,000	341				
				多々良沢	2,400	286				
				七窪沢	2,400	389				
				貝梨	3,000	274				
				板山	1,400	203				
				戸鎖	1,200	175				
				蛇ノ沢	1,000	85				
				押口沢	1,600	62				
				若林	1,000	65				
				北ノ又2号	700	51				
				岩手山1号	2,800	155				
				アセ沼支線	800	50				
				御月	600	130	600	42	447外	
				50路線	80,800		54,180			
		林道		茂谷地	1,000	303	1,000	43	103	
				秋田越え	2,900	471	2,900	44	3	
		林道計		2路線	3,900		3,900			

単位 延長：m、面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用 区域 面積	前半5カ 年計画の 箇所	対図 番号	備考 (林班)
開設	自動 車道	林業専用道	葛巻町	下明神沢	3,000	405			
				中明神沢	1,000	405			
				上明神沢	1,000	405			
				3路線	5,000				

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

①保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積 : ha

保 安 林 の 種 類	面 積	備 考	
		前半5カ年の計画	
総 数 (実 面 積)	37,420	37,420	
水源かん養のための保安林	34,743	34,743	
災害防備のための保安林	2,437	2,437	
保健・風致の保存等のための保安林	8,083	8,083	

(注) 総数欄は、保安林の種類ごとの重複関係を除く面積を掲上した。

②計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積 : ha

指定 解除 別	種 類	森 林 の 所 在		面 積	前半5カ年 の計画面積	指定又 は解除 を必要 とする 理 由	備 考
		市 町 村	区 域 (林 班)				
解除	総 数			3	3		林道 用地
	水 源	計		3	3		
	か ん 養	一戸町	1756～1758, 1761 1764	3	3		

③計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

該当なし

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

森林の所在		治山事業施工地区数 前半5カ 年の計画 地区数	単位 地区	
市町村	区域		主な工種	備考
二戸市	164, 165, 403, 405	4	4	渓間工、 本数調整伐
八幡平市	2, 3, 5, 8, 9, 20, 25, 30, 34, 39, 42, 43, 49, 56~58, 79, 88, 92, 94, 100, 107, 108, 112, 115, 119, 122, 425, 454, 458, 460, 469, 478, 482, 1417, 1435, 1444, 1446~1450, 1487, 1503, 1527, 1553~1555, 1557~1559	51	51	山腹工、 渓間工、 本数調整伐
一戸町	1675, 1703, 1755	3	3	本数調整伐
合 計		58	58	

第6 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
水かん	二戸市	403~406, 410	797.14	別紙1の とおり	砂指 9.97
	八幡平市	1~13, 20~27, 30, 34~37, 39~47, 49, 52~60, 64, 68, 79, 82~84, 86~110, 112~117, 119~123, 244~247, 425, 444~445, 447, 451~452, 454~469, 471~485, 1408, 1413, 1416~1419, 1426, 1428~1454, 1482~1487, 1492, 1494~1503, 1527, 1533, 1538, 1542~1543, 1547~1551, 1555~1566	30,914.18		保健 5,967.05 砂指 120.96 国特保 745.97 国特1 684.86 国特2 2,588.86 国特3 355.72 鳥保特 864.5 史跡 8.55
	葛巻町	1113~1115	746.16		砂指 1.58
	一戸町	1666~1676, 1703~1708, 1755~1765, 1769~1772, 1774~1779	2,363.79		砂指 5.84
	小計		34,821.27		
土流	二戸市	408~409	62.94		保健 62.94
	八幡平市	44, 108, 117, 122, 1408, 1426, 1428~1429, 1435~1437, 1444, 1446, 1448~1449, 1453~1454, 1552~1554	2,207.82		保健 1,835.42 国特保 641.65 国特2 1193.08 鳥保特 569.89 史跡 5.36
	小計		2,270.76		
土崩	八幡平市	58, 1487, 1491~1492, 1496, 1498	148.69		
	小計		148.69		
なだれ	八幡平市	34, 56, 99, 116	34.08		砂指 1.23
	小計		34.08		

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限)
	市町村	区域(林班)			
保健	二戸市	408~409	62.94	別紙1の とおり	土流 62.94
	八幡平市	1, 7, 10, 12, 471~474, 479~482, 484~485, 1492, 1496, 1499~1501, 1503, 1517, 1521, 1526, 1550~1566	8,044.44		水かん 5,967.05 土流 1,835.42 砂指 55.88 国特保 1,526.27 国特1 684.86 国特2 2,736.92 国特3 220.73 鳥保持 1,433.9 史跡 144.5
	小計		8,107.38		
	計		45,382.18		
砂指	二戸市	188, 303~304, 401~405	21.56	別紙3の とおり	水かん 9.97
	八幡平市	3~4, 23, 56, 60, 67~68, 70~71, 78, 83~88, 91~92, 99, 104, 111~112, 115~116, 120, 462, 464, 469, 1419, 1475, 1480, 1493, 1493~1494, 1497~1503, 1550, 1556~1561, 1565~1566	229.29		水かん 120.96 なだれ 1.23 保健 55.88 国特2 17.86 国特3 5.59
	葛巻町	1114~1115	1.58		
	一戸町	1666, 1757~1759	5.84		
	小計		258.27		
	計		258.27		

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
国特保	八幡平市	1, 7, 10, 1492, 1496, 1551～1554, 1563～1566	1, 537. 01	別紙2の とおり	水かん 745. 97 土流 641. 65 保健 1, 526. 27 鳥保持 1, 326. 11 史跡 144. 5
		小計	1, 537. 01		
国特1	八幡平市	1555～1564	685. 53		水かん 684. 86 保健 684. 86 鳥保持 116. 09
		小計	685. 53		
国特2	八幡平市	10, 12, 484～485, 1496, 1552～1560, 1563～1566	3, 804. 02		水かん 2, 588. 86 土流 1, 193. 08 保健 2, 736. 92 砂指 17. 86
		小計	3, 804. 02		
国特3	八幡平市	1527, 1556～1558, 1560, 1562～1563	359. 24		水かん 355. 72 保健 220. 73 砂指 5. 59
		小計	359. 24		
計			6, 385. 8		
県環特	八幡平市	1512	7. 32	別紙3の とおり	特母 7. 32
		小計	7. 32		
計			7. 32		
鳥保持	八幡平市	1, 7, 10, 1492, 1496, 1552～1554, 1563～1566	1, 442. 2		水かん 864. 5 土流 569. 89 保健 1, 433. 9 国特保 1, 326. 11 国特1 116. 09 史跡 5. 36
		小計	1, 442. 2		
計			1, 442. 2		

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
史跡	八幡平市	108, 1551, 1553, 1565	154.33	別紙3の とおり	水かん 8.55
	小計		154.33		土流 5.36
	計		154.33		保健 144.5 国特保 144.5
特母	八幡平市	1512	7.32		県環特 7.32
	小計		7.32		
	計		7.32		

注1 種類及び備考欄の重複制限林の略称は、以下のとおり。

水かん=水源かん養保安林

国特1=国立公園第1種特別地域

土流=土砂流出防備保安林

国特2=国立公園第2種特別地域

土崩=土砂崩壊防備保安林

国特3=国立公園第3種特別地域

なだれ=なだれ防止保安林

県環特=県自然環境保全地域特別地区

保健=保健保安林

鳥保特=鳥獣保護区特別保護地区

砂指=砂防指定地

史跡=史跡名勝天然記念物

国特保=国立公園特別保護地区

特母=特別母樹

別紙1 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
伐採の方法	<p>1 主伐に係るもの</p> <p>(1) 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として、伐採種の指定をしない。</p> <p>(2) 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあっては原則として、択伐による。</p> <p>(3) なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあっては、原則として伐採を禁止する。</p> <p>(4) 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>2 間伐に係るもの</p> <p>(1) 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあっては、伐採をすることができる箇所は、原則として、省令が定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>(2) 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として、伐採を禁止する。</p>
伐採の限度	<p>1 主伐に係るもの</p> <p>(1) 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積をこえないものとする。</p> <p>(2) 地形、気象、土壤等の状況等により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</p> <p>(3) 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則として、その保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。</p>

事 項	基 準
伐採の限度	<p>(4) 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積をこえないものとする。</p> <p>2 間伐に係るもの</p> <p>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積をこえないものとする。</p>
植 栽	<p>1 方法に係るもの</p> <p>満1年以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るため必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>2 期間に係るもの</p> <p>伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3 樹種に係るもの</p> <p>保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

別紙2 自然公園における施業の方法

区分	施業の方法
特別保護地区	森林の施業に関する制限について、環境大臣はそれぞれの地区につき農林水産大臣と協議して定めるものとする。
第1種特別地域	<p>1 禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、単木抾伐法を行うことができる。</p> <p>2 単木抾伐法は次の規定により行う。</p> <p>(1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。</p> <p>(2) 抾伐率は現在蓄積の10%以内とする。</p>
第2種特別地域	<p>1 抾伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができる。</p> <p>2 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木抾伐法によるものとする。</p> <p>3 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>4 抾伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。</p> <p>5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は環境省自然環境局長及び県知事は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。</p> <p>6 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。</p> <p>7 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。</p> <p>(1) 1伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。</p> <p>(2) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。</p>
第3種特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

別紙3 砂防指定地等の施業方法

区分	施業の方法
砂防指定地	「砂防法施行条例」（平成11年12月17日岩手県条例第73号）で定めるところによる。
自然環境保全地域特別地区	「自然環境保全地域の特別地区内における木竹の伐採の方法及びその限度」に関する覚書について（昭和49年10月9日49林野計第405号）による。
県自然環境保全地域特別地区	「岩手県自然環境保全条例」（昭和48年12月25日岩手県条例第62号）で定めるところによる。
鳥獣保護区特別保護地区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日38林野計第1043号）による。
史跡名勝天然記念物	指定の目的に応じた施業を行う。
特別母樹	「林業種苗法」（昭和45年法律第89号）による。

別表 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 班)	面 積	施業方法
総 数		51, 165. 28	
二戸市	計 126～130、132、133、156～158、160、162～166、 168～170、188、191、192、197、201、222～232、 276～279、284～287、293、294、301～306、316～ 320、323～329、401～415	4, 241. 93	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
八幡平市	計 1～31、33～37、39～47、49、52～60、64～68、70～117、119～123、244～247、417～420、425～428、 434、444、445、447、451～485、1408、1411、1413、 1416～1419、1426、1428～1454、1456～1463、1465～1467、1471、1472、1474～1477、1479～1488、 1490～1503、1512、1516、1517、1519～1521、1523～1527、1530～1533、1537、1538、1541～1543、 1546～1566	43, 780. 54	
一戸町	計 1666～1676、1703～1708、1755～1765、1769～1772、 1774～1780	2, 394. 97	
葛巻町	計 1113～1115	747. 84	

注 森林の所在の詳細（林小班）については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

2 土地に関する災害の防止機能、土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壤の保全機能の維持増進を図る森林

単位 面積 : ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 班)	面 積	施業方法
総 数		8, 533. 58	
二戸市	計 188、303、304、401、402、403、404、405、406、 408、409	189. 98	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (抾伐)
八幡平市	計 3、4、11、13、16、18、22、23、25、28、29、34、 36、44、56、58、60、67、68、70、71、72、77、78、 79、82、83、84、85、86、87、88、89、91、92、95、 99、104、108、110、111、112、115、116、117、 119、120、121、122、123、418、425、460、461、 462、464、465、468、469、475、476、477、478、 479、1408、1419、1426、1428、1429、1435、1436、 1437、1441、1442、1444、1446、1448、1449、1453、 1454、1456、1457、1458、1461、1475、1480、1486、 1487、1488、1490、1491、1492、1493、1494、1495、 1496、1497、1498、1499、1500、1501、1502、1503、 1538、1550、1552、1553、1554、1556、1557、1558、 1559、1560、1561、1562、1563、1564、1565、1566	8, 290. 44	(抾伐以外)
一戸町	計 1666、1670、1757、1758、1759、1778	24. 57	
葛巻町	計 1114	28. 59	

注 森林の所在の詳細（林小班）については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

該当なし

③ 保健機能の維持増進を図る森林

単位 面積 : ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 班)	面 積	施業方法
総 数		14,391.85	
二戸市	計	672.79	伐期の延長
	201、205、404、406、407、408、409、410、415		長伐期施業
八幡平市	計	13,457.87	複層林施業 (抾伐) (抾伐以外)
	1、5、7、8、9、10、11、12、13、15、16、17、18、 19、20、21、27、28、29、33、35、39、40、89、90、 93、108、114、115、417、418、419、420、425、 445、454、455、456、458、459、464、467、469、 470、471、472、473、474、477、479、480、481、 482、483、484、485、1413、1456、1457、1458、 1460、1461、1462、1466、1467、1479、1481、1482、 1484、1485、1487、1488、1492、1493、1494、1496、 1499、1500、1501、1502、1503、1512、1517、1521、 1526、1527、1528、1537、1538、1541、1542、1543、 1546、1547、1548、1549、1551、1555、1556、1557、 1558、1559、1560、1561、1562、1563、1564、1565、 1566		
一戸町	計	261.19	
	1666、1705、1706、1707、1708、1778		

注 森林の所在の詳細（林小班）については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

(附) 參 考 資 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積 : ha 比率 : %

区分	区域面積 ①	森 林 面 積			森林比率 ②/① × 100
		総数②	国有林	民有林	
総 数	239,745	185,906	51,165	134,741	76
二 戸 市	42,031	31,142	4,242	26,900	74
八 幡 平 市	86,225	67,046	43,781	23,265	78
葛 卷 町	43,499	37,045	748	36,297	85
軽 米 町	24,574	18,771	-	18,771	76
九 戸 村	13,405	10,078	-	10,078	75
一 戸 町	30,011	21,826	2,395	19,431	73

注1 区域面積は、「岩手県統計年鑑」(平成19年度)による

2 国有林面積は、林野庁所管面積(官行造林を含む)で、民有林面積は地域森林
計画対象面積

(2) 地況（気候）

観測地	気 温 (°C)			年間降水量 (mm)	最深積雪量 (cm)	備 考
	最高	最 低	年平均			
二 戸	34.0	-14.9	9.9	1,107	48	
軽 米	32.9	-16.5	9.3	1,126	-	
奥 中 山	31.3	-18.2	7.9	1,275	89	
葛 卷	32.5	-17.1	8.6	1,104	61	
荒 尾	32.8	-17.2	8.9	1,308	-	
岩手松尾	33.3	-16.6	9.4	1,184	47	

資料：気象庁（1998～2007年までの10ヵ年平均）

(- : データなし)

(3) 土地利用の現況

単位 面積 : ha

区分	総数	森林	農地			その他
			総数	うち田	うち畠	
総 数	239,745	185,906	29,044	10,244	18,800	24,795
二 戸 市	42,031	31,142	6,195	1,803	4,392	4,694
八幡平市	86,225	67,046	9,535	5,187	4,348	9,644
葛巻町	43,499	37,045	3,016	579	2,437	3,438
軽米町	24,574	18,771	3,395	1,107	2,288	2,408
九戸村	13,405	10,078	1,936	773	1,163	1,391
一戸町	30,011	21,826	4,967	795	4,172	3,218

資料：農地は平成18年度「岩手県統計年鑑」等による。

(4) 産業別生産額

単位 百万円

区分	純生産	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		総額	農業	林業	水産業		
総 数	207,793	16,882	15,689	1,098	93	45,067	155,614
二 戸 市	71,594	3,938	3,571	316	51	13,274	57,748
八幡平市	58,911	4,803	4,649	112	42	14,905	41,973
葛巻町	15,829	1,677	1,407	270	0	2,921	11,975
軽米町	19,145	2,332	2,122	209	-	3,455	14,258
九戸村	13,770	2,265	2,167	98	-	3,370	8,783
一戸町	28,544	1,867	1,773	93	0	7,142	20,877

資料：平成17年度「岩手県統計年鑑」

注1 純生産は、帰属利子控除後であるため、各産業別生産額の積み上げ値より過小となる。

(5) 産業別就業者数

単位 人

区分	総 数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		総 数	農 業	林 業	水産業		
総 数	53,619	13,702	13,197	486	19	14,808	25,093
二戸市	16,169	3,358	3,252	103	3	4,461	8,341
八幡平市	16,523	4,157	3,970	173	14	4,453	7,913
葛巻町	3,893	1,178	1,106	72	0	1,114	1,601
軽米町	5,535	1,750	1,685	63	2	1,587	2,196
九戸村	3,760	1,308	1,260	48	0	1,056	1,396
一戸町	7,739	1,951	1,924	27	0	2,137	3,646

資料：総務省統計局「国勢調査報告」（平成17年）

注1 総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

区分		総数			1齢級			2齢級			3齢級			4齢級		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
	総数	51,165.28	7,726	133	212.14	193.99		403.00	13	2	567.65	38	3			
	針 広	47,767.65	7,726	133	212.14	193.99		403.00	13	2	567.65	38	3			
	総数	27,822.42	4,641	103	104.89	153.73		322.15	11	2	485.90	35	3			
	針 広	19,945.23	3,085	30	107.25	40.26		80.85	2		81.75	3				
	総数	21,374.01	3,910	99	171.21	175.22		297.59	10	2	358.91	25	2			
	針 広	21,141.61	3,711	96	104.89	144.82		262.19	9	2	337.90	24	2			
	総数	232.40	199	3	66.32	30.40		35.40	1		21.01	1				
	針 広	21,077.33	3,884	99	171.21	175.22		297.59	10	2	358.91	25	2			
	育成林	20,844.93	3,676	96	104.89	144.82		262.19	9	2	337.90	24	2			
	育成林	232.40	178	3	66.32	30.40		35.40	1		21.01	1				
	育成林	296.68	56													
	育成林	296.68	35													
	育成林	296.68	35													
	育成林	26,393.64	3,816	33	40.93	18.77		105.41	3		208.74	13	1			
	育成林	6,680.81	930	7		8.91		59.96	3		148.00	11	1			
	育成林	19,712.83	2,887	27	40.93	9.86		45.45	1		60.74	3				
	育成林	396.87	51	2		8.91		23.87	1		143.17	10	1			
	育成林	387.10	49	2		8.91		23.87	1		143.17	10	1			
	育成林	9.77	2													
	育成林	766.57	72	2				36.09	2		2.28					
	育成林	41.90	3					36.09	2		2.28					
	育成林	724.67	69	1												
	天然林	25,230.20	3,693	30	40.93	9.86		45.45	1		63.29	3				
	天然林	6,251.81	878	5							2.55					
	天然林	18,978.39	2,815	25	40.93	9.86		45.45	1		60.74	3				
	竹林															
	無立木地		3,397.63													

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2. 竹林の集計値については、総面積には含まれていない。

3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位：面積：ha, 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2. 竹林の集計直については、総計欄には含まれていない。

単位：面積：ha、材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分		1 0 齡級			1 1 齡級			1 2 齡級			1 3 齡級			1 4 齡級		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
	総数	2,873.74	611	9	2,126.12	435	6	1,319.09	236	4	998.09	172	3	986.50	191	3
	針 広	2,873.74	611	9	2,126.12	435	6	1,319.09	236	4	998.09	172	3	986.50	191	3
	総数	2,646.50	553	7	1,723.66	364	4	595.88	119	1	302.88	57	1	468.18	95	1
	針 広	227.24	58	1	402.46	71	2	723.21	118	3	695.21	115	3	518.32	96	2
	総数	2,616.79	583	8	1,681.13	381	4	500.20	110	1	244.89	54		400.49	100	1
	針 広	2,607.82	546	7	1,679.02	356	4	500.20	101	1	244.89	46		400.49	82	1
	総数	8.97	37	1	2.11	25		9			8					18
	育 单 層 成 林	2,595.81	579	8	1,678.13	380	4	497.89	109	1	226.13	50		335.72	86	1
	針 広	2,586.84	543	7	1,676.02	356	4	497.89	101	1	226.13	44		335.72	73	1
	育 复 层 成 林	8.97	36	1	2.11	25		8			7					13
	育 复 层 成 林	20.98	4													
	針 広	20.98	3													
	育 复 层 成 林	20.98	4	3.00	1	2.31					18.76	4		64.77	14	
	針 広	20.98	3	3.00		2.31				18.76	2		64.77	9		
	育 复 层 成 林	256.95	28	1	444.99	54	2	818.89	127	3	753.20	118	3	586.01	91	2
	針 広	38.68	7		44.64	8		95.68	18		57.99	11		67.69	12	
	育 单 层 成 林	218.27	21	1	400.35	46	1	723.21	109	3	695.21	107	3	518.32	78	2
	天然 育 复 层 成 林	10.42	2								51.50	11	2.51	1	0.72	
	育 复 层 成 林	9.71	2								44.38	9	2.51	1	0.44	
	育 复 层 成 林	0.71									7.12	2			0.28	
	育 复 层 成 林	20.63	1		141.84	10		117.07	9		89.00	9		41.60	4	
	育 复 层 成 林	20.63	1		141.84	10		117.07	9		89.00	9		41.19	4	
	育 复 层 成 林	225.90	24	1	303.15	44	1	650.32	107	3	661.69	108	3	543.69	86	2
	育 复 层 成 林	28.97	5		44.64	8		51.30	9		55.48	10		66.84	12	
	育 复 层 成 林	196.93	19	1	258.51	36	1	599.02	98	3	606.21	99	2	476.85	74	2
	竹林															
	無立木地															

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

区分		15 齡級			16 齡級			17 齡級			18 齡級			19 齡級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積
人工林	総数	594.98	93	1	616.29	109	2	654.86	106	1	641.71	114	1	661.34	93	1
	針 広	594.98	93	1	616.29	109	2	654.86	106	1	641.71	114	1	661.34	93	1
	総数	154.89	28		137.13	23		64.61	11		93.43	18		43.25	8	
	針 広	440.09	65	1	479.16	86	1	590.25	95	1	548.28	96	1	618.09	85	1
	総数	111.12	26		63.43	12		35.08	7		51.18	12		23.23	4	
	針 広	111.12	20		63.14	9		35.08	5		51.18	10		23.23	4	
	総数	6	0.29	3				2			2			1		
	針 広	65.69	17		20.87	5		8.90	2		35.57	10		22.78	4	
	育成	65.69	15		20.58	4		8.90	2		35.57	9		22.78	4	
	育成	2	0.29	1							1			1		
	育成	45.43	9		42.56	8		26.18	5		15.61	3		0.45		
	育成	45.43	5		42.56	5		26.18	3		15.61	1		0.45		
	育成	45.43	4		42.56	3		2								
	育成	483.86	67	1	552.86	97	1	619.78	99	1	590.53	102	1	638.11	89	1
	育成	43.77	8		73.99	14		29.53	6		42.25	8		20.02	5	
	育成	440.09	59	1	478.87	83	1	590.25	93	1	548.28	93	1	618.09	84	1
	育成	30.08	3		36.56	4		22.17	3		6.12	1				
	育成	30.08	3		36.56	4		22.17	3		6.12	1				
	育成	453.78	64	1	516.30	92	1	597.61	95	1	584.41	100	1	638.11	88	1
	育成	43.77	8		73.99	13		29.53	5		42.25	8		20.02	4	
	育成	410.01	56	1	442.31	79	1	568.08	90	1	542.16	93	1	618.09	84	1
	竹林															
	無立木地															

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位：面積：ha, 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

(注) 1. 人工及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2. 竹林の集計直については、総計欄には中層本の面積で外書きされていない。

(2) 制限林普通林別森林資源表

区分		立木地			天然林			竹林			伐採跡地			未立木地			改植予定地			無立木地等			(面積: h a, 材積: m ³ , 成長量: m ³ /年)			
		人工林			育成單層林			育成複層林			育成單層林			育成複層林			天然生林			計			計			
針	12,777.06	206.18	12,983.24	計	53.49	2.30	6,030.05	6,185.84			19,169.08															
広	29.82	29.82	29.82	0.04	668.92	15,518.63	16,187.59			16,217.41																
計	12,806.88	206.18	13,013.06	計	53.53	671.22	21,548.68	22,373.43	35,386.49	21,42	2,270.44	2,291.86	37,678.35													
針	2,157.148	23.706	2,180.854	計	16,569	386	840.616	857.571	3,038.425		2,581.821															
広	121.304	14.89	136.193		12	62,881	2,382.735	2,445.628			2,581.821															
計	2,278.452	38.555	2,317.047	計	16,581	63,267	3,223.351	3,303.199	5,620.246		5,620.246															
針	59,516.5	202.8	59,719.3	計	762.5	2.4	4,474.6	5,239.5	64,956.8		64,956.8															
成長量	2,028.0	113.1	2,141.1	計	0.4	1,273.3	19,210.7	20,484.4	22,675.5		22,675.5															
計	61,544.5	315.9	61,860.4	計	762.9	1,275.7	23,685.3	25,723.9	87,594.3		87,594.3															
針	8,067.87	90.50	8,158.37	計	233.61	39.60	221.76	494.97	8,653.34		8,653.34															
面積	広	202.58	202.58		9.73	55.75	3,459.76	3,525.24	3,727.82		3,727.82															
計	8,270.45	90.50	8,360.95	計	223.34	95.35	3,681.52	4,020.21	12,381.16	68.33	12,381.16															
針	1,518.718	11,289	1,530.007	計	32,428	2,646	37,229	72,303	1,602.310		1,602.310															
材積	広	56.471	6.321	62.792	計	2,424	6,138	432.311	440.873	503.665		503.665														
計	1,575.189	17.610	1,592.799	計	34,852	8,784	469.540	513.176	2,105.975		2,105.975															
針	36,212.2	116.3	36,328.5	計	997.1	244.8	338.0	1,579.9	37,908.4		37,908.4															
成長量	広	1,022.8	56.6	1,019.4	計	74.5	99.7	5,864.4	6,038.6	7,118.0		7,118.0														
計	37,235.0	172.9	37,407.9	計	1,071.6	344.5	6,202.4	7,618.5	45,026.4		45,026.4															
針	20,844.93	296.88	21,141.61	計	387.10	41.90	6,251.81	6,680.81	27,822.42		27,822.42															
面積	広	232.40	232.40		9.77	724.67	18,978.39	19,712.83	19,945.23		19,945.23															
計	21,077.33	296.68	21,374.01	計	396.87	766.57	25,230.20	26,393.64	47,767.65	89.75	47,767.65	89.75														
針	3,675.866	34,955	3,710.861	計	48,997	3,032	877.845	929.874	4,640.735		4,640.735															
材積	広	177.775	21.210	198.985	計	2,436	69.019	2,815.046	2,886.501	3,085.486		3,085.486														
計	3,853.641	56.205	3,909.846	計	51,433	72.051	3,692.891	3,816.375	7,726.221		7,726.221															
成長量	広	95,728.7	319.1	96,047.8	計	1,759.6	247.2	4,812.6	6,819.4	102,867.2		102,867.2														
計	3,050.8	169.7	3,220.5	計	74.9	1,373.0	25,075.1	26,523.0	29,743.5		29,743.5															
針	98,779.5	488.8	99,258.3	計	1,834.5	1,620.2	29,887.7	33,342.4	132,610.7		132,610.7															
計	98,779.5	488.8	99,258.3	計	1,834.5	1,620.2	29,887.7	33,342.4	132,610.7		132,610.7															

注 1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注 2 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれていない。

(3) 市町村別森林資源表

(面積: h.a.、材積: m³、成長量: m³/年)

市町村	区分	立木地						無立木地等						計		
		人工林		育成單層林		育成複層林		天然林		計	竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植	予定地
		育成單層林	育成複層林	育成單層林	育成複層林	育成單層林	育成複層林	天然生林	天然生林	計	計					
二戸市	針 面積 計	2,764.59 133.38	73.42	2,838.01 133.38	115.97 0.28	2,971.39 133.38	116.25 5.58	43.95 906.99	992.83 912.85	1,153.03 1,046.23	4,124.42 21.63				95.88 117.51	4,241.93
	材積 計	540.265 18.624	9.598 5.297	549.863 23.921	14.609 61	574.6 61	2,720 502	15.792 120.698	32.671 121.261	532.534 145.182						582.534 145.182
	成長量 計	558.889 13.515.4	14.895 104.8	573.784 13.602.2	14.670 573.4	2,772 235.4	136.490 177.0	145.182 985.8	153.332 14.606.0							727.716 14.606.0
	面積 計	13,869.6 16.181.68	153.5 172.36	14,023.1 16.354.04	12.47 9.49	1574.6 228.13	1.2 1.69	1,636.2 6,034.92	1,813.2 6,264.74	2,625.2 22.618.78						2,042.3 16.648.3
	材積 計	2,973.126 74.728.9	30.155 161.0	30.003.281 74.889.9	32.697 94.27	65.163 945.0	3.404.248 10.3	2,625.2 5.368.5	3.502.108 80.258.4							6,505.389 0.8
	成長量 計	2,539.6 77.268.5	93.1 254.1	2,622.7 77.522.6	73.7 1.018.7	1,314.0 1,324.3	21.334.8 25.748.0	22.722.5 28.09.0								25.355.2 0.8
八幡平市	面積 計	507.02 507.02		507.02 507.02				206.06 206.95	206.06 206.95							206.06 206.95
	材積 計	94.264 1.783.4		94.264 1.783.4				136 136	136 94.400							136 94.400
	成長量 計	1,783.4 1.391.64	50.90	1,442.54 4.75	43.00 5.754.3	1,783.4 43.00	1.84 1.5	130.16 221.0	175.00 463.7							130.16 673.34
	面積 計	1,336.39 212.873	50.90 6.741	1,447.29 219.614	184.9 4,066	43.00 291	35.39 22.136	639.79 26.493	678.09 848.34							639.79 678.09
	材積 計	5,858.0 20.844.93	81.2 296.68	5,939.2 21.141.61	5.933.4 387.10	58.5 41.90	3.825 6,251.81	95.619 6,680.81	99.444 117.355							544.9 118.347
	成長量 計	227.362 5.701.0	11.55 53.3	238.40 5.754.3	4.066 241.2	4.066 1.5	4,116 221.0	117.355 463.7	125.337 6,218.0							125.337 6,218.0
一戸町	面積 計	157.0 5.858.0	27.9 81.2	184.9 5.933.4	241.2 241.2	57.0 58.5	1.559.2 1.780.2	1,616.2 2,079.9	1,801.1 8,019.1							1,801.1 8,019.1
	材積 計	20.844.93 296.68	296.68 21.141.61	21.141.61 387.10	21.141.61 387.10	41.90 6,251.81	6,680.81 6,680.81	6,680.81 19,712.83	727.822.42 19,945.23							727.822.42 19,945.23
	成長量 計	21,077.33 3.675.866	296.68 3.710.861	21,374.01 48.997	396.87 3,032	766.57 877.845	25.230.20 929.874	26,393.64 929.874	47,767.65 4,640.735							47,767.65 4,640.735
	面積 計	177.775 3.853.641	21.210 56.205	198.985 3.909.846	2.436 5.1.433	69.019 72.051	2,815.046 3,692.891	2,806.501 3,816.315	3,095.486 7,726.221							3,095.486 7,726.221
	材積 計	3.050.8 98.779.5	169.7 488.8	3.220.5 99.298.3	74.9 1.834.5	96.047.8 1.834.5	1,759.6 247.2	6,819.4 6,812.6	102,867.2 102,867.2							102,867.2 102,867.2
	成長量 計	98.779.5 98.779.5		1,373.0 1,620.2	25.075.1 29.887.7	25.075.1 33.342.4	26,523.0 132,610.7	29.743.5 132,610.7								29.743.5 132,610.7

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 複層林は下層木のみを対象とする。

(4) 制限林の種類別面積

(单位 : ha)

区分		二戸市		八幡平市		葛巻町		一戸町		市町村	
保 安 林	水源かんい養保安林	797.14		30,914.18		746.16		2,363.79		合計:	
	土砂流出防備保安林	62.94		2,207.82						34,821.27	
	上砂崩防備保安林			148.69						2,270.76	
	飛砂防備保安林									148.69	
	防廻防備保安林										
	水害防備保安林										
	測害防備保安林										
	干害防備保安林										
	防雪保安林										
	防藻保安林										
保 安 林	木立防護防止保安林									34.08	
	落石防止保安林									34.08	
	防火保安林										
	魚つき保安林										
	航行目標保安林										
	保健保安林	(62.94)		(7,802.47)		241.97				(7,865.41)	
	風致保安林	(62.94)		(7,802.47)		33,546.74				(7,865.41)	
	計	(62.94)		(7,802.47)						2,363.79	
	保育施設地区									37,516.77	
	砂防留定地										
國 立 公 園	特別保護地区										
	第一種特別地域										
	第二種特別地域										
	第三種特別地域										
	地種区分未定地域										
	計	(8.81)		12.75	(119.88)	109.41		(1.43)		0.15	
	第一種特別地域			(1,526.16)		10.25				0.15	
	第二種特別地域			(684.86)		0.67				(1,526.76)	
	第三種特別地域			(3,785.73)		18.29				(684.86)	
	地種区分未定地域			(358.36)		0.88				(3,785.73)	
國 立 公 園	特別保護地区										
	第一種特別地域										
	第二種特別地域										
	第三種特別地域										
	地種区分未定地域										
	計	(6,355.71)				30.09				(6,355.71)	
	第一種特別地域									30.09	
	第二種特別地域										
	第三種特別地域										
	地種区分未定地域										
國 立 公 園	自然環境保全地域										
	第二種特別地域										
	第三種特別地域										
	地種区分未定地域										
	計										
	原生自然環境保全地域										
	自然環境保全地域特別地区										
	都道府県自然環境保全地域特別地区										
	鳥獣保護区特別保護地区										
	緑地保全地区										
國 立 公 園	歴史致地区										
	特別樹林										
	史跡名勝天然記念物										
	種の保存法による管理地区										
	その他										
	計	(71.75)		872.82	(15,920.63)	22,604.94		(1,42)		(5,26)	
										(7,32)	
										(1,442.20)	
										(1,442.20)	

(5) 樹種別材積表

単位 材積 : 1,000m³

樹種 林種	スギ	ヒノキ	ヒバ	カラマツ	アカマツ	その他 針葉樹	ブナ	その他 広葉樹
総 数	1,427	3	0	1,544	843	653	1,265	1,382
人 工 林	1,420	3	0	1,534	706	16	1	193
天 然 林	7	0	0	10	138	638	1,264	1,189

(6) 荒廃地の面積

単位 面積 : ha

区分	荒廃地
総 数	230.62
二 戸 市	-
八 幡 平 市	205.98
葛 卷 町	24.64
輕 米 町	-
九 戸 村	-
一 戸 町	-

(7) 森林の被害

単位 面積 : ha

区分	風水害				病虫害				雪害				獣類害			
	16	17	18	19	16	17	18	19	16	17	18	19	16	17	18	19
総 数	0	0	0	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
二 戸 市	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八 幡 平 市	0	-	0	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
葛 卷 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輕 米 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一 戸 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
九 戸 村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料：「東北森林管理局事業統計書」

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

単位 員数：人 金額：千円 面積：ha

市町村別		組合名	組合員数	専従職員数	出資金総額	組合員所有(又は組合経営)森林面積	備考
総 数		3 組合					
森 林 組 合	二戸市	二戸地方	3,266	11	92,061	40,535	
	軽米町						
	一戸町						
	八幡平市	済安	1,252	7	51,255	14,537	
	葛巻町	葛巻町	1,129	6	93,170	33,481	
総 数		12 組合					
生 産 森 林 組 合	二戸市	似鳥	132	0	1,430	144	
		高井戸ヶ原	28	0	4,200	45	
		上斗米	89	0	1,297	73	
	軽米町	軽米町区共有地	354	1	9,697	80	
		靄台	32	0	1,160	65	
		長倉	26	0	6,758	155	
		山内	244	1	48,800	454	
		観音林	173	0	4,280	47	
	一戸町	檜笛	135	0	13,700	261	
	八幡平市	上の山	41	0	8,200	130	
		折壁	48	0	6,588	149	

資料：「森林組合要覧」(平成19年度版)

イ 事業内容及び活動状況等

単位 販売・利用： m^3 利用：ha

森 林 組 合 名	指 導 部 門	販 売 部 門	購 買 部 門	利 用 部 門	備 考
総 数	17,837	298,307	41,156	189,076	
二 戸 市	2,538	142,456	22,668	49,429	
済 安	2,323	61,223	5,547	59,344	
葛 巷 町	12,976	94,628	12,941	80,303	

資料：「森林組合要覧」(平成19年度版)

(2) 林業事業体等の現況

区分	造林業	素材 生産業	単位 事業体数	
			木材卸売業 (素材市売市場)	木材・木製品 製造業
総 数	32	29	1	27
二 戸 市	8	6	1	7
八 蔔 平 市	9	8	-	9
葛 卷 町	5	2	-	2
軽 米 町	5	4	-	5
九 戸 村	3	6	-	-
一 戸 町	2	3	-	4

資料：1 木材卸売業は、素材市売市場数を計上

2 造林業及び素材生産業は、「2000年世界農林業センサス」

3 木材・木製品製造業は、平成18年岩手県「工業統計調査結果報告書」（従業員4名以上の事業体）

(3) 林業労働力の概況

区分	就業者数（15歳以上）			備考
	総 数	林 業	割 合	
総 数	53,619	486	0.91	
二 戸 市	16,169	103	0.64	
八 蔔 平 市	16,523	173	1.05	
葛 卷 町	3,893	72	1.85	
軽 米 町	5,535	63	1.14	
九 戸 村	3,760	48	1.28	
一 戸 町	7,739	27	0.35	

資料：総務省統計局「国勢調査報告」（平成17年）

注1 総数には「不詳」を含む。

(4) 林業機械化の概況（高性能林業機械）

単位 台

機械種名	総数	備考
フェラーバンチャ	-	立木を伐倒する自走式機械
スキッダ	-	けん引式集材専用トラクタ（一人作業が可能なもの）
プロセッサ	-	枝払・玉切りする自走式機械
ハーベスター	-	伐倒・枝払い・玉切り機械
フォワーダ	-	積載式集材専用トラクタ（一人作業が可能なもの）
タワーヤーダ	-	元柱を具備した自走式集材機
スイングヤーダ	2	簡易索張方式に対応し、かつ旋回可能なブームを装備

資料：東北森林管理局販売課(H19.9現在)

4 前期計画の実行状況

(1) 伐採立木材積

単位 材積 : 1,000m³ 実行歩合 : %

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総数	29	229	258	66	166	232	227	72	90
針葉樹	22	222	244	55	161	216	250	73	86
広葉樹	7	7	14	11	5	16	157	71	114

(2) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積 : ha 実行歩合 : %

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
125	156	125	89	86	96	36	70	195

(3) 林道の開設又は拡張の数量

単位 延長 : km 実行歩合 : %

	開設延長		
	計画	実行	実行歩合
総数	10.8	0.9	8.3

(4) 保安施設の数量

ア 保安林の指定又は解除の面積

単位 面積 : ha 実行歩合 : %

種類	指定			解除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総数	12,870	11,432	89	-	1	-
水源かん養	12,870	11,378	88	-	1	-
災害防備	-	54	-	-	-	-
保健、風致の保存等	-	-	-	-	-	-

イ 保安施設地区の指定

該当なし

ウ 保安施設事業

単位 地区

	面積	
	計画	実行
総数	54	24

注 計画は10ヵ年分

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積 : ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施 設用地	住宅, 別荘, 工 場等建物敷地及 びその附帯地	採石採土地	その他	合計
-	-	-	-	34.31	34.31

(2) 森林以外より森林への異動

単位 面積 : ha

原野	農用地	その他	合計
-	-	39.84	39.84

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 材積 : 1,000m³ 面積 : ha 延長 : km

分期			I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
伐採立木材積	総数	総数	681	640	683	712	690	780	799	797
		針葉樹	676	635	678	707	685	775	794	792
		広葉樹	5	5	5	5	5	5	5	5
	主伐	総数	145	129	144	176	182	229	242	233
		針葉樹	140	124	139	171	177	224	237	228
		広葉樹	5	5	5	5	5	5	5	5
	間伐	総数	536	510	540	536	508	550	557	564
		針葉樹	536	510	540	536	508	550	557	564
		広葉樹	0	0	0	0	0	0	0	0
造林面積	総数	474	608	553	604	635	723	789	780	
	人工造林	438	526	483	509	509	572	615	587	
	天然更新	36	82	70	95	126	151	174	193	
林道開設延長			64.3	48.4						

(2) 分期別期首資源表

単位 面積: ha、材積: 1,000m³

区分		面積												材積
		総数	1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21 齡級以上	
I 分期	人工林	総数	47,768	406	971	3,920	7,174	7,242	3,445	1,985	1,211	1,297	1,180	18,937 7,726
		総数	21,374	346	657	3,777	6,605	6,696	2,181	645	175	86	41	164 3,910
		育成单層林	21,077	346	657	3,777	6,602	6,634	2,176	562	87	44	41	152 3,854
		育成複層林	297	0	0	0	3	62	5	84	88	42	0	12 56
	天然林	総数	26,394	60	314	143	569	545	1,264	1,339	1,037	1,210	1,139	18,774 3,816
		育成单層林	397	9	167	14	113	39	52	3	0	0	0	0 51
II 分期	人工林	育成複層林	767	0	38	2	48	59	259	131	67	28	15	120 72
		天然生林	25,230	51	109	127	408	447	953	1,205	970	1,182	1,124	18,653 3,693
	人工林	総数	47,552	675	580	2,136	5,380	8,305	4,591	2,278	1,597	1,277	1,287	19,446 8,244
		総数	21,248	609	465	1,832	5,106	7,726	3,905	709	531	106	77	183 4,322
		育成单層林	20,890	609	465	1,828	5,082	7,663	3,871	688	416	64	57	148 4,213
	天然林	育成複層林	357	0	0	3	25	62	34	21	115	42	20	35 109
III 分期	人工林	総数	26,304	66	115	304	274	579	687	1,569	1,066	1,171	1,210	19,263 3,922
		育成单層林	341	0	37	133	33	73	10	54	1	0	0	0 52
		育成複層林	788	0	0	24	58	68	163	205	71	60	7	132 84
	天然林	天然生林	25,175	66	78	147	183	438	514	1,310	994	1,111	1,203	19,131 3,786
	人工林	総数	47,611	1,083	397	948	3,897	7,038	6,758	2,917	1,981	1,209	1,298	20,086 8,779
		総数	21,270	965	346	648	3,761	6,519	6,262	1,654	644	174	89	208 4,659
IV 分期	人工林	育成单層林	20,910	963	346	648	3,747	6,487	6,191	1,643	563	98	61	164 4,542
		育成複層林	359	2	0	0	14	32	70	11	80	77	28	44 118
	天然林	総数	26,341	118	51	300	137	518	496	1,263	1,337	1,034	1,209	19,878 4,119
		育成单層林	342	1	8	151	14	79	34	51	4	0	0	0 60
		育成複層林	809	21	0	22	2	82	65	258	130	68	29	132 93
	天然林	天然生林	25,190	96	43	127	121	357	397	954	1,203	966	1,180	19,746 3,966
V 分期	人工林	総数	47,607	1,172	675	580	2,122	5,328	7,995	3,979	2,190	1,581	1,268	20,715 9,151
		総数	21,237	1,011	609	465	1,823	5,101	7,454	3,293	621	509	97	254 4,938
		育成单層林	20,875	1,007	609	465	1,819	5,077	7,392	3,259	600	394	55	200 4,813
	天然林	育成複層林	361	4	0	0	3	25	62	34	21	115	42	55 125
	人工林	総数	26,371	161	66	115	300	227	541	687	1,569	1,072	1,171	20,461 4,213
		育成单層林	344	3	0	37	133	33	73	10	54	1	0	0 67
VI 分期	天然林	育成複層林	834	46	0	0	24	58	68	163	205	77	60	133 100
	人工林	天然生林	25,193	113	66	78	143	136	400	514	1,310	994	1,111	20,328 4,046
	人工林	総数	47,594	1,187	1,083	397	944	3,864	6,921	6,096	2,557	1,981	1,198	21,367 9,392
		総数	21,151	997	965	346	644	3,761	6,456	5,599	1,294	638	163	289 5,137
	天然林	育成单層林	20,782	987	963	346	644	3,747	6,424	5,529	1,283	557	87	217 5,007
	人工林	育成複層林	369	10	2	0	0	14	32	70	11	80	77	72 130
VII 分期	天然林	総数	26,442	190	118	51	300	103	465	496	1,263	1,343	1,034	21,078 4,256
		育成单層林	348	6	1	8	151	14	79	34	51	4	0	0 74
		育成複層林	902	93	21	0	22	2	82	65	258	136	68	155 108
	天然林	天然生林	25,192	91	96	43	127	87	304	397	954	1,203	966	20,923 4,074
	人工林	総数	47,601	1,282	1,172	675	555	2,071	5,284	7,426	3,431	2,155	1,575	21,974 9,609
		総数	21,069	1,026	1,011	609	445	1,823	5,074	6,905	2,744	586	503	343 5,287
VIII 分期	天然林	育成单層林	20,692	1,010	1,007	609	445	1,819	5,049	6,843	2,710	565	388	246 5,153
	人工林	育成複層林	377	16	4	0	0	3	25	62	34	21	115	97 133
	人工林	総数	26,532	256	161	66	110	249	210	521	687	1,569	1,072	21,631 4,323
	天然林	育成单層林	350	6	3	0	37	133	33	73	10	54	1	0 81
	天然林	育成複層林	991	157	46	0	0	24	58	68	163	205	77	193 129
	天然林	天然生林	25,191	92	113	66	73	92	119	380	514	1,310	994	21,438 4,113
IX 分期	人工林	総数	47,549	1,386	1,187	1,083	373	903	3,827	6,352	5,610	2,305	1,979	22,544 9,674
		総数	20,916	1,089	997	965	322	644	3,756	5,905	5,119	1,042	636	441 5,352
	人工林	育成单層林	20,531	1,073	987	963	322	644	3,742	5,873	5,048	1,031	556	292 5,217
		育成複層林	385	16	10	2	0	0	14	32	70	11	80	149 135
	天然林	総数	26,633	297	190	118	51	259	71	447	491	1,263	1,343	22,102 4,322
		育成单層林	353	5	6	1	8	151	14	79	34	51	4	0 87
X 分期	天然林	育成複層林	1,093	191	93	21	0	22	2	82	65	258	136	123 150
	人工林	天然生林	25,187	101	91	96	43	86	55	286	392	954	1,203	21,879 4,085
	人工林	総数	47,542	1,529	1,282	1,172	621	538	2,028	5,100	6,531	3,128	2,151	23,462 9,830
		総数	20,785	1,196	1,026	1,011	575	445	1,823	4,890	6,023	2,446	582	768 5,374
	人工林	育成单層林	20,391	1,178	1,010	1,007	575	445	1,819	4,865	5,960	2,412	560	558 5,239
		育成複層林	394	18	16	4	0	0	3	25	62	34	21	210 135
XI 分期	天然林	総数	26,757	333	256	161	46	93	206	210	508	682	1,569	22,693 4,456
	天然林	育成单層林	372	22	6	3	0	37	133	33	73	10	54	1 92
		育成複層林	1,195	204	157	46	0	0	24	58	68	163	205	270 172
	天然林	天然生林	25,190	107	92	113	46	56	49	119	367	509	1,310	22,422 4,191
	人工林	総数	47,556	1,576	1,386	1,187	1,003	351	887	3,701	5,643	5,204	2,291	24,327 9,887
		総数	20,655	1,211	1,089	997	900	322	644	3,642	5,213	4,717	1,028	893 5,383
XII 分期	人工林	育成单層林	20,255	1,193	1,073	987	898	322	644	3,628	5,181	4,646	1,017	666 5,248
		育成複層林	401	18	16	10	2	0	0	14	32	70	11	227 135
	天然林	総数	26,901	365	297	190	103	29	243	59	430	487	1,263	23,434 4,504
		育成单層林	413	60	5	6	1	8	151	14	79	34	51	4 98
	天然林	育成複層林	1,296	203	191	93	21	0	22	2	82	71	258	353 200
	天然林	天然生林	25,192	101	101	91	81	21	70	43	269	382	954	23,077 4,205

注 単位未満を四捨五入しているため、各数値の積み上げと総数は必ずしも一致しない。

7 その他の

(1) 国有林の地域別の森林計画の沿革

樹立時期	区分	計画期間	計画期間	備考
平成3年12月	一斉樹立	自平成4年4月1日 至平成11年3月31日	7年	
平成5年12月	経常樹立	自平成6年4月1日 至平成16年3月31日	10年	
平成9年12月	一斉樹立	自平成6年4月1日 至平成16年3月31日	10年	
平成10年12月	経常樹立	自平成11年4月1日 至平成21年3月31日	10年	
平成13年12月	一斉樹立	自平成11年4月1日 至平成21年3月31日	10年	
平成15年12月	経常樹立	自平成16年4月1日 至平成26年3月31日	10年	
平成20年12月	経常樹立	自平成21年4月1日 至平成31年3月31日	10年	
平成23年12月	一斉変更	自平成21年4月1日 至平成31年3月31日	10年	

(2) 担当者の役職及び氏名並びに樹立に従事した期間

職名	氏名	樹立に従事した期間
計画課長	飯島 康夫	平成23年4月～12月
流域管理指導官	小森 哲也	平成23年5月～12月
自然遺産保全調整官	新屋敷 哲也	平成23年4月～12月
計画課長補佐	加藤 重義	平成23年4月～12月
森林施業調整官	相馬 勝則	平成23年4月～12月
企画官	加賀 誠	平成23年4月～12月
企画係長	工藤 信彦	平成23年4月～12月
経営計画第一係長	見市 貴司	平成23年4月～7月
経営計画第一係	安藤 菜穂	平成23年4月～5月
経営計画第二係長	劍持 直樹	平成23年4月～12月
経営計画第三係長	鈴木 春美	平成23年4月～5月
経営計画第三係長	中村 誠	平成23年5月～12月
経営計画第四係長	松浦 博文	平成23年4月～5月
経営計画第四係長	田畠 良輝	平成23年5月～12月
経営計画第五係長	香川 直樹	平成23年4月～12月
経営計画第六係長	太田 正孝	平成23年4月～12月
計画課付	高橋 茂	平成23年5月～12月
計画課付	高橋 良次	平成23年8月～12月